

株 主 各 位

香川県高松市磨屋町2番地8

株式会社クリエアナブキ

代表取締役社長 藏 田 徹

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面をもって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 香川県高松市古新町9番地1
リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集通知および添付書類をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.crie.co.jp/>）に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、海外経済の減速を背景に設備投資や輸出が伸び悩み、英国のEU離脱問題などにより先行き不透明感が増す場面もありましたが、個人消費が総じて底堅く推移するなど、概ね緩やかな回復基調を続けました。

人材サービス業界においては、有効求人倍率が25年ぶりの高水準、完全失業率が22年ぶりの低水準を記録するなど、雇用情勢は改善を続けました。

このような経営環境の中にあつて、当社グループは「中四国No. 1」の総合人材サービス企業への飛躍を掲げ、強みを有する四国での派遣営業に一段と注力するとともに、中四国重視と収益性向上の視点に立った営業戦略の徹底により、増収増益基調への早期回帰をめざしております。

以上の結果、当期における当社グループの業績は、売上高6,790,887千円（前期比103.4%）、営業利益134,153千円（同144.5%）、経常利益137,081千円（同143.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益84,582千円（同295.8%）となりました。

各事業部門の業績は、次のとおりであります。

なお、当期より事業区分を変更したため、前期比増減については、前期の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

(人材派遣事業)

当事業の売上高は3,956,854千円（前期比103.9%）となりました。

当社グループの主力である当事業については、地元企業への地道な営業活動に加え、平成27年10月に愛媛県の株式会社ミウラチャレンディ（平成29年3月に当社が吸収合併。以下同じ。）を子会社化した効果もあつて、四国での売上が堅調に推移し、前期実績を上回りました。なお、中四国

重視の方針に従って、当社は、平成28年7月に旧東京支店に係る人材派遣事業を株式会社トヨタエンタプライズに事業譲渡しております。

(アウトソーシング事業)

当事業の売上高は2,309,275千円（前期比103.4%）となりました。

物流関連アウトソーシング事業を営む株式会社クリエ・ロジプラスにおいて主たる取引先からの受注が底堅く推移したことに加え、平成27年10月に株式会社ミウラチャレンジを子会社化した効果などもあって、前期実績を上回りました。

(人材紹介事業)

当事業の売上高は151,101千円（前期比111.1%）となりました。

収益性向上の鍵を握る当事業については、中四国各地において幅広い層を対象とした求人開拓と求職者確保に努める一方、先般の労働者派遣法改正の趣旨を踏まえ、直接雇用への途を開く紹介予定派遣にも積極的に取り組んだ結果、前期実績を上回りました。なお、中四国重視の方針に従って、首都圏在住の人材の中四国への流入に繋がるU I ターン転職の支援体制を一段と強化するため、平成28年8月に「中国・四国U I ターンセンター」を東京都渋谷区に開設しております。

(採用支援事業)

当事業の売上高は317,923千円（前期比129.4%）となりました。

平成27年7月に子会社化した東京都の株式会社採用工房を中核企業として営んでいる当事業については、企業の求人・採用に係る代行業務が好調に推移いたしました。

(その他の事業)

再就職支援事業、研修・測定サービスなど、上記の各事業部門に含まれない事業の売上高は、合計で55,732千円（前期比37.5%）となりました。なお、株式会社イルミネート・ジャパン（旧商号：株式会社クリエ・イルミネート）が首都圏で営んできたIT関連事業については、中四国重視の方針に従って、平成28年7月に同社株式を全部譲渡し、当該事業を廃止しております。

事業部門別売上高および構成比

	売上高	構成比
人材派遣事業	3,956,854千円	58.3%
アウトソーシング事業	2,309,275千円	34.0%
人材紹介事業	151,101千円	2.2%
採用支援事業	317,923千円	4.7%
その他の事業	55,732千円	0.8%
合計	6,790,887千円	100.0%

② 設備投資の状況

特記事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額550,000千円の当座貸越契約を締結しており、当期末における借入実行残高は16,000千円であります。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 28 期 平成26年 3 月期	第 29 期 平成27年 3 月期	第 30 期 平成28年 3 月期	第 31 期 平成29年 3 月期
売 上 高 (千円)	6,343,636	6,147,476	6,570,481	6,790,887
経 常 利 益 (千円)	2,466	83,844	95,248	137,081
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△8,242	40,379	28,592	84,582
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△3円56銭	17円46銭	12円36銭	36円58銭
総 資 産 (千円)	1,692,670	1,897,698	1,919,670	1,926,131
純 資 産 (千円)	769,254	806,298	868,453	948,423
1株当たり純資産額	329円33銭	343円93銭	351円17銭	380円94銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、第30期より「当期純利益又は当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」に変更しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 28 期 平成26年 3 月期	第 29 期 平成27年 3 月期	第 30 期 平成28年 3 月期	第 31 期 平成29年 3 月期
売 上 高 (千円)	4,509,561	4,419,040	4,372,085	4,530,566
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△44,824	28,010	35,717	106,864
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△36,835	14,523	24,719	86,167
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△15円93銭	6円28銭	10円69銭	37円26銭
総 資 産 (千円)	1,274,542	1,442,006	1,399,731	1,479,145
純 資 産 (千円)	670,252	678,165	691,364	761,443
1株当たり純資産額	289円83銭	293円25銭	298円96銭	329円26銭

- (注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	親会社の持株数 (議決権比率)	親会社との主な取引
㈱穴吹ハウジングサービス	65,500株 (2.8%)	人材派遣、支店事務所の賃借等の取引関係があります。
穴吹興産(株)	1,323,500株 (57.2%)	人材派遣、本社事務所の賃借等の取引関係があります。

- (注) 1. ㈱穴吹ハウジングサービスは、穴吹興産(株)の親会社であります。
2. 親会社等である㈱穴吹ハウジングサービスおよび穴吹興産(株)との各取引については、市場価格を参考に、取引条件を決定しております。また、当社取締役会は、両社との取引が通常の取引条件で行われる一般的なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱クリエ・ロジプラス	50,000千円	90.0%	アウトソーシング事業
㈱採用工房	12,000千円	60.0%	採用コンサルティング事業

- (注) 1. 当事業年度の末日において、特定完全子会社はありません。
2. ㈱イルミネート・ジャパン(旧商号:株式会社クリエ・イルミネート)は、平成28年7月12日付で全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。
3. ㈱ミウラチャレンジは、平成29年3月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

当期の業績は、連結売上高が2期連続の増収となり、最終損益では連単ともにリーマン・ショック後の最高益を更新いたしました。

当社グループは「中四国No. 1」の総合人材サービス企業への飛躍を掲げ、中四国重視と収益性向上の視点に立った営業戦略の徹底による増収増益基調への早期回帰をめざしております。この方針の下、平成28年7月に、旧東京支店に係る人材派遣事業を事業譲渡したほか、株式会社イルミネート・ジャパン（旧商号：株式会社クリエ・イルミネート）の株式を全部譲渡してIT関連事業を廃止いたしました。また、平成29年3月には、前期に子会社化した愛媛県の株式会社ミウラチャレンディを合併して当社松山支店に統合いたしました。これらはいずれも事業規模を縮小する施策でしたが、中四国での強さを発揮する方向に作用したことを業績が何よりも雄弁に物語ってくれます。当社グループは、今後もこの方針の下、中四国の地域社会と共に成長を続けていきたいと考えております。

最近、CSV（Creating Shared Value：共有価値の創造）という言葉を目にする機会が増えました。米国の経営学者マイケル・ポーター氏が提唱した経営概念で、事業を通じて社会的課題を解決することから生まれる社会価値と企業価値を両立させようとするものです。中四国を基盤に人材サービス事業を営む当社グループがCSVの実現をめざそうとするとき、率先して取り組むべき社会的課題は何でしょうか？

それはきっと、国の重要政策である「地方創生」と「働き方改革」の2つを実現することではないでしょうか。過密で出生率が極めて低い大都市圏への地方の若者の流出が国全体の少子化・人口減少に繋がっております。一方、少子高齢化によって労働力人口が減少していく中で、経済と社会の活力を維持するには多様な働き手の活躍が欠かせません。現下の厳しい社会情勢を改善しない限り、わが国に明るい未来はありません。その処方箋とも言える「地方創生」と「働き方改革」の実現に寄与することが、当社グループの社会的使命であると考えております。

大都市圏から地方への人材還流は「地方創生」の実現に不可欠な1つの大きな要素です。平成28年8月、当社グループは中四国への人材還流を促進するために「中国・四国UIターンセンター」を東京都渋谷区に開設いたしました。当社グループには、30年余にわたる地道な営業活動を通して培われた中四国の労働市場での信頼と実績があります。中四国へのUIターンを希望される求職者に対して、適切な助言とより多くの求人・転職

情報をご提供できるという自負もあります。更には、当社の親会社である穴吹興産株式会社を中核として不動産関連事業を営む「あなぶきグループ」各社との連携により、U I ターン時の転職先から住居までをワンストップで支援することも可能です。中四国におけるこれらの強みを活かし、また、他の大都市圏へのU I ターンセンターの展開も進めながら、中四国への人材還流の促進に寄与していきたいと考えております。

一方、大都市圏より速いスピードで少子高齢化による労働力人口の減少が進む地方にとって、多様な働き手が活躍できる環境の整備は喫緊の課題と言えます。既存の働き手がより良い将来の展望を持てる環境、女性・若者やアクティブシニアが仕事に就きやすい環境、U I ターン人材や外国人材が力を発揮しやすい環境など。これらの環境を早急に整備していくことが、地域経済の活性化、ひいては「地方創生」の実現には欠かせません。

「働き方改革」の動向に関しては、政府の実現会議での議論をもとに実行計画が取り纏められたばかりで、法制度の変更はこれからですが、ポイントの1つに非正規雇用の処遇改善が挙げられていることから、人材派遣を主力事業とする当社グループにとって負担を伴う改革となることは明らかです。もっとも、派遣労働者の地位向上は当社グループが本来望むべき方向性に沿った前向きな変化です。また、改革によって起こるであろう変化の多くは、非正規雇用から正規雇用への転換を促す紹介予定派遣、雇用吸収力の高い産業への人材紹介や再就職支援など、多様な人材サービスをワンストップで提供できる当社グループにとって、事業領域を拡大する方向に作用するものだと予想されます。

「地方創生」と「働き方改革」の2つの潮流によって起こりつつある変化は、中四国の地域社会にとっても、当社グループにとっても、必ずや大きな好機となるはずですが、当社グループは、この好機を確実にとらえ、地域社会と共に明るい未来を切り拓いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループは、人材派遣事業、アウトソーシング事業、人材紹介事業、採用支援事業およびその他の事業を行っております。各事業の内容は、次のとおりであります。

① **人材派遣事業**

厚生労働大臣の許可を受けて、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行っております。

② **アウトソーシング事業**

取引先の業務過程の一部を受託する事業を行っております。

③ **人材紹介事業**

厚生労働大臣の許可を受けて、職業安定法に基づく有料職業紹介事業を行っております。

④ **採用支援事業**

企業の求人・採用に係る代行業務などの事業を行っております。

⑤ **その他の事業**

再就職支援事業、研修・測定サービス、組織人事コンサルティングといった人材サービス関連の事業を行っております。

(6) 主要な事業施設等 (平成29年3月31日現在)

① 当社	本社	香川県高松市
	高松支店	香川県高松市
	丸亀支店	香川県丸亀市
	徳島支店	徳島県徳島市
	高知支店	高知県高知市
	松山支店	愛媛県松山市
	新居浜支店	愛媛県新居浜市
	広島支店	広島市中区
	岡山支店	岡山市北区
	大阪支店	大阪市北区
	名古屋支店	名古屋市中区
	中国・四国U I ターンセンター	東京都渋谷区
② 子会社		
株式会社クリエ・ロジプラス	本社	香川県高松市
	志度事業所	香川県さぬき市
	春日事業所	香川県高松市
	観音寺事業所	香川県観音寺市
株式会社採用工房	本社	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比増減
人材派遣事業 アウトソーシング事業 人材紹介事業	525名	△6名
採用支援事業	12名	+1名
その他の事業	3名	△6名
全社（共通）	13名	+2名
合計	553名	△9名

- (注) 1. 当期より事業区分を変更したため、前期末比増減については、前期の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
2. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、フルタイム有期契約労働者を含めております。
3. 「全社（共通）」として記載している使用人は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	41名	+1名	40.3歳	8.7年
女性	61名	+3名	35.9歳	5.9年
合計又は平均	102名	+4名	37.7歳	7.0年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、フルタイム有期契約労働者を含めております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
㈱ 百 十 四 銀 行	58,000千円
㈱ 伊 予 銀 行	35,839千円
㈱ 中 国 銀 行	25,000千円
㈱ あ お ぞ ら 銀 行	8,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,340,000株（自己株式27,440株を含む。）
- (3) 株主数 611名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
穴吹興産(株)	1,323,500株	57.2%
藏田徹	228,700株	9.9%
クリエアナプキ従業員持株会	84,600株	3.7%
(株)穴吹ハウジングサービス	65,500株	2.8%
島津実義	61,900株	2.7%
穴吹忠嗣	48,000株	2.1%
深谷泰平	31,000株	1.3%
上口裕司	29,000株	1.3%
星川輝	21,900株	0.9%
山下博	21,000株	0.9%

(注) 持株比率は、自己株式（27,440株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	穴 吹 忠 嗣	穴吹興産㈱代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	藏 田 徹	穴吹興産㈱取締役 ㈱クリエ・ロジプラス取締役
常 務 取 締 役	上 口 裕 司	管理部長 ㈱クリエ・ロジプラス監査役 ㈱採用工房監査役
取 締 役	大 谷 佳 久	穴吹興産㈱取締役 あなぶきメディカルケア㈱代表取締役社長
常 勤 監 査 役	福 田 清 之	
監 査 役	柳 瀬 治 夫	弁護士
監 査 役	桑 島 美 恵 子 (通称名：岡崎美恵子)	公認会計士

- (注) 1. 監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏は、社外監査役であります。
2. 監査役桑島美恵子氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏を指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- 平成28年6月23日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、取締役北村ひとみ（通称名：青柳ひとみ）氏が任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である穴吹忠嗣氏および大谷佳久氏ならびに監査役である福田清之氏、柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	4名	38,370千円
監 査 役	3名	9,600千円
合 計	7名	47,970千円

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 支給額のうち、社外役員2名の報酬等の総額は3,000千円であります。
5. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額80,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
7. 各取締役の報酬月額は、報酬限度額の範囲内で、経験等を踏まえた職位別の基本額をベースに、直前事業年度の利益目標、生産性目標、成長性目標および政策指標（年度方針）目標の達成度などを加味して、決定しております。また、各監査役の報酬月額は、報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。なお、親会社との兼務役員3名（取締役3名）については、当社および親会社における業務内容を勘案した所要の調整を行っております。
8. 当社には役員退職慰労金制度がなく、役員賞与も支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当者はありません。

② 監査役

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
特記事項はありません。

b. 当期における主な活動状況

柳瀬治夫氏

当期中に開催された取締役会19回のうち10回（うち定時取締役会には12回中8回）、監査役会14回のうち10回に出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

桑島美恵子氏

当期中に開催された取締役会19回のうち12回（うち定時取締役会には12回中10回）、監査役会14回のうち12回に出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に支払った報酬等の総額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- ① 処分対象者 新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容 平成28年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の一部停止
- ③ 処分の理由
 - ・社員が相当の注意を怠ったことによる虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、平成20年9月16日開催の取締役会において、「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備に関する事項を決定いたしました。平成29年3月31日現在における概要は、次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- b. 事業年度ごとに、重要な経営方針を策定し、全社への浸透を図る。
- c. コンプライアンス委員会を設置し、規程、マニュアル等の制定および見直し、全社への周知徹底を行う。
- d. コンプライアンス体制を有効に機能させるため、コンプライアンスに関する研修等の具体的な年間計画をコンプライアンス委員会で策定し、体制整備を進める。
- e. 組織及び職務分掌・職務権限規程を制定し、職務の執行について責任および範囲を明確に定める。
- f. 取締役および使用人による法令等の違反を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- g. 内部監査規程を定め、各部門から独立した内部監査員が内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- h. 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、社内文書保管・保存規程に従い、適切な保存および管理を行う。

- b. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、当該情報を取締役および監査役が常時閲覧できる環境で行う。
- c. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理事務の所管は、関連規程の定めに従う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は経済情勢、業界の動向等を勘案した中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各部門において具体的な行動計画を立案し、常勤の取締役全員により構成される経営会議への報告等を通して、統一的な進捗管理を行う。
- b. 取締役会規程、組織及び職務分掌・職務権限規程、および稟議規程を制定し、決裁手続および権限等を明確に定める。
- c. 取締役の職務執行の管理・監督を行うため、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

④ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社には取締役会を設置し、当社の取締役1名以上が子会社の役員を兼任する。
- b. 取締役会は、当社グループ（当社および当社の子会社のことをいう。以下同じ。）の中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各子会社に具体的な行動計画を立案させ、その進捗管理を行わせる。
- c. 子会社に対し、少なくとも毎月1回、当社の取締役会または経営会議において、営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行うことを義務づける。
- d. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための各種施策に加え、当社グループとして必要な企業倫理、コンプライアンス、リスク管理の体制等を整備し、浸透を図る。
- e. 当社グループにおける取引等については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会的規範に照らして適切なものでなければならない。
- f. 当社グループにおける取引等の公正性および適正性を確保するため、会社間の取引等に係る方針を関係会社管理規程として定め、同規程に基づいた運営および管理を行う。

- ⑤ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項をリスク管理規程に定め、リスク管理統括部門および必要に応じ代表取締役社長が指名した者が、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
 - b. リスク管理統括部門は、リスク管理規程に基づいて、当社グループのリスク管理を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適当な使用人を配置しなければならない。
 - b. 監査役補助者は、監査役よりその職務執行に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役および使用人の指揮命令を受けない。
 - c. 監査役補助者の取締役からの独立性および監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役の同意を必要とする。また、取締役会の決議により監査役補助者を懲戒に付す場合にも、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役は、監査役の要請に応じて、経営会議その他の重要な会議に監査役が出席できる機会を確保する。
 - b. 当社グループ役職員（当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人のことをいう。以下同じ。）は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社の監査役に報告する。
 - c. 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務に関する報告を求められた場合、速やかにこれに応じる。
 - d. 当社の監査役に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- b. 監査役会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- c. 監査役は、内部監査員に対し、職務の執行に必要な協力を求めることができる。
- d. 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。
- b. 代表取締役社長は、内部統制システムの整備・運用を継続的に評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取り組みは、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社では、取締役会規程に基づき、定時取締役会を毎月開催し、経営の基本方針、経営戦略に関する重要事項の審議のほか、月次決算の確認・検討などを行っております。また、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定に従って情報開示を行う場合など、適時・適切かつ迅速な意思決定の必要が生じたときには、取締役会規程に基づいて開催する臨時取締役会決議または当社定款第23条第2項に基づく書面決議によって意思決定を行っております。このほか、社内の懸案事項や課題解決の協議など、具体的な業務執行に関する事項の審議を目的として、常勤の取締役全員を構成員とする経営会議を定期的に開催しております。

なお、当期においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を7回開催したほか、書面決議を2回行っております。

② 当社グループにおける業務の適正確保に関する取り組み

当社の各子会社の代表取締役またはその報告代行者（子会社役員を兼務する当社取締役）が、毎月1回以上、当社の定時取締役会または経営会議において、各社の営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行っております。

③ 監査役職務の執行に関する取り組み

監査役は、期ごとに策定する監査計画に基づいて監査を実施するとともに、監査役会を毎月1回以上開催し、業務監査の報告を行うほか、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容に関する意見交換を行っております。また、定期的に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する意見交換を行っております。

なお、当期においては、監査役会が14回開催されております。

④ 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を進めるとともに、内部統制評価委員会において、当該システムの整備・運用状況に関する評価を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【1,735,768】	【流動負債】	【802,107】
現金及び預金	983,064	短期借入金	16,000
売掛金	705,154	1年内返済予定の長期借入金	29,996
原材料及び貯蔵品	788	未払金	73,534
前払費用	14,323	未払費用	464,605
繰延税金資産	29,730	未払消費税等	110,084
その他	3,708	未払法人税等	24,247
貸倒引当金	△1,001	預り金	9,297
		賞与引当金	71,008
【固定資産】	【190,363】	その他	3,335
(有形固定資産)	(24,810)	【固定負債】	【175,600】
建物	14,404	長期借入金	80,843
工具、器具及び備品	10,405	退職給付に係る負債	94,757
(無形固定資産)	(54,583)	負債合計	977,708
のれん	25,253	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	24,804	【株主資本】	【880,317】
電話加入権	4,525	資本金	243,400
(投資その他の資産)	(110,969)	資本剰余金	112,320
投資有価証券	2,387	利益剰余金	531,262
繰延税金資産	33,282	自己株式	△6,664
差入保証金	74,769	【その他の包括利益累計額】	【618】
その他	530	その他有価証券評価差額金	618
		【非支配株主持分】	【67,488】
資産合計	1,926,131	純資産合計	948,423
		負債純資産合計	1,926,131

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,790,887
売 上 原 価		5,509,514
売 上 総 利 益		1,281,373
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,147,219
営 業 利 益		134,153
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
受 取 配 当 金	34	
受 取 賃 貸 料	2,412	
助 成 金 収 入	2,087	
雑 収 入	902	5,451
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,523	2,523
経 常 利 益		137,081
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	5,234	
事 業 譲 渡 益	14,400	19,634
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,582	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	521	
減 損 損 失	3,000	6,104
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		150,611
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	54,263	
法 人 税 等 調 整 額	△1,281	52,981
当 期 純 利 益		97,629
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		13,047
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		84,582

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 の 証 券 の 価 値 差 異	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	の 益 額 計 算
平成28年4月1日 期首残高	243,400	112,320	462,867	△6,664	811,922	169	169	
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当			△16,187		△16,187			
親会社株主に帰属する 当期純利益			84,582		84,582			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						448	448	
連結会計年度中の変動額合計	—	—	68,394	—	68,394	448	448	
平成29年3月31日 期末残高	243,400	112,320	531,262	△6,664	880,317	618	618	

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
平成28年4月1日 期首残高	56,361	868,453
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△16,187
親会社株主に帰属する 当期純利益		84,582
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	11,127	11,575
連結会計年度中の変動額合計	11,127	79,970
平成29年3月31日 期末残高	67,488	948,423

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社クリエ・ロジプラス 株式会社採用工房

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

株式会社イルミネート・ジャパン（旧商号：株式会社クリエ・イルミネート）について、当連結会計年度において全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。また、株式会社ミウラチャレンディについて、当連結会計年度において当社と合併したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が連結会計年度の末日と異なる会社はありません。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
---------	---

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

b. たな卸資産

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却によっております。

b. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、当社および連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

使用人の賞与支払に備えるため、当社および連結子会社は当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 66,410千円
(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行との間で、それぞれ当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく、当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	550,000千円
借入実行残高	16,000千円
差引額	534,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失
事務所設備	大阪市北区	差入保証金等	3,000千円
合計	—	—	3,000千円

当社グループは、原則として、支店を基準としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上した事象は、次のとおりであります。

大阪市北区（事務所設備）

業務効率の改善及び経費削減を目的として、平成29年8月に当社大阪支店を大阪駅の近くに移転する計画であります。このため、当社大阪支店の現在の事務所設備について、当該資産による将来キャッシュ・フローが見込めないものとして、その帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、零としております。

その内訳は、建物236千円、工具、器具及び備品97千円、差入保証金2,665千円であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,340,000株	一株	一株	2,340,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27,440株	一株	一株	27,440株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年6月23日開催の第30回定時株主総会決議による配当に関する事項

- a. 配当金の総額 16,187,920円
- b. 1株当たり配当額 7円
- c. 基準日 平成28年3月31日
- d. 効力発生日 平成28年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成29年6月22日開催の第31回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- a. 配当金の総額 18,500,480円
- b. 1株当たり配当額 8円
- c. 基準日 平成29年3月31日
- d. 効力発生日 平成29年6月23日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画（設備投資計画を含む。以下同じ。）に照らし、主として銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資の運用については、経営状況が健全な金融機関の短期性の預金等に限定しており、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後約2年であります。これらの借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、債権及び与信管理規程に従い、営業債権について、各取引担当部門と当該規程の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、当社の連結子会社においても、同様の方法によって管理しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金および長期借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

なお、当社グループは、外貨建ての金融商品を保有しておりません。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、営業債務や借入金についての流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	983,064	983,064	—
(2) 売掛金	705,154	705,154	—
(3) 投資有価証券	1,387	1,387	—
資産計	1,689,607	1,689,607	—
(1) 短期借入金	16,000	16,000	—
(2) 1年内返済予定 の長期借入金	29,996	30,094	98
(3) 未払費用	464,605	464,605	—
(4) 未払消費税等	110,084	110,084	—
(5) 長期借入金	80,843	80,499	△343
負債計	701,528	701,283	△244

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて、現在価値を算出しております。

デリバティブ取引

当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	983,064	—	—	—
売掛金	705,154	—	—	—
合計	1,688,219	—	—	—

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	16,000	—	—	—	—	—
長期借入金	29,996	80,843	—	—	—	—
合計	45,996	80,843	—	—	—	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	380円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	36円58銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 23 日

株式会社クリエアナブキ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	葉	達	也	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエアナブキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 26 日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常 勤 監 査 役	福 田 清 之 ㊞
監査役（社外監査役）	柳 瀬 治 夫 ㊞
監査役（社外監査役）	桑 島 美 恵 子 ㊞

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【1,215,269】	【流動負債】	【590,416】
現金及び預金	661,550	短期借入金	16,000
売掛金	521,031	1年内返済予定の長期借入金	29,996
原材料及び貯蔵品	788	未払金	35,491
前払費用	12,765	未払費用	349,096
繰延税金資産	16,376	未払消費税等	89,763
その他	2,810	未払法人税等	20,811
貸倒引当金	△52	前受金	3,193
		預り金	7,394
		賞与引当金	38,515
		その他	154
【固定資産】	【263,875】	【固定負債】	【127,285】
(有形固定資産)	(22,712)	長期借入金	80,843
建物	14,326	退職給付引当金	46,442
工具、器具及び備品	8,386		
(無形固定資産)	(33,199)	負債合計	717,701
のれん	3,869	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	24,804	【株主資本】	【760,825】
電話加入権	4,525	資本金	243,400
(投資その他の資産)	(207,963)	資本剰余金	112,320
投資有価証券	2,387	資本準備金	112,320
関係会社株式	133,500	利益剰余金	411,770
繰延税金資産	16,729	利益準備金	6,380
差入保証金	54,816	その他利益剰余金	405,389
その他	530	繰越利益剰余金	405,389
		自己株式	△6,664
		【評価・換算差額等】	【618】
		その他有価証券評価差額金	618
資産合計	1,479,145	純資産合計	761,443
		負債純資産合計	1,479,145

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,530,566
売 上 原 価		3,517,508
売 上 総 利 益		1,013,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		944,313
営 業 利 益		68,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	559	
受 取 配 当 金	37,899	
業 務 受 託 手 数 料	1,350	
雑 収 入	545	40,354
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,234	2,234
経 常 利 益		106,864
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	7,000	
事 業 譲 渡 益	14,400	21,400
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,568	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	10,445	
減 損 損 失	3,000	16,014
税 引 前 当 期 純 利 益		112,250
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24,333	
法 人 税 等 調 整 額	1,748	26,082
当 期 純 利 益		86,167

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成28年4月1日 期 首 残 高	243,400	112,320	112,320	6,380	335,410	341,790	△6,664	690,846
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△16,187	△16,187		△16,187
当期純利益					86,167	86,167		86,167
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	69,979	69,979	—	69,979
平成29年3月31日 期 末 残 高	243,400	112,320	112,320	6,380	405,389	411,770	△6,664	760,825

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
平成28年4月1日 期 首 残 高	518	518	691,364
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△16,187
当期純利益			86,167
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	99	99	99
事業年度中の変動額合計	99	99	70,078
平成29年3月31日 期 末 残 高	618	618	761,443

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却によっております。

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

使用人の賞与支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 60,690千円
(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行との間で、それぞれ当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく、当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	450,000千円
借入実行残高	16,000千円
差引額	434,000千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務には、次のものがあります。

(流動資産)

売掛金	9,107千円
その他	454千円

(固定資産)

差入保証金	12,814千円
-------	----------

(流動負債)

未払金	1,753千円
-----	---------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に関するものは、次のとおりであります。

売上高	119,732千円
売上原価	741千円
販売費及び一般管理費	45,909千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	549千円
受取配当金	37,880千円
業務受託手数料	1,350千円
雑収入	128千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	27,440株	一株	一株	27,440株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金超過額	11,820千円
未払事業税否認	2,390千円
未払法定福利費	1,839千円
その他	325千円
繰延税金資産（流動）小計	16,376千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産（流動）合計	16,376千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金超過額	14,146千円
減損損失	1,062千円
資産除去債務	3,523千円
繰延税金資産（固定）小計	18,731千円
評価性引当額	△1,712千円
繰延税金資産（固定）合計	17,019千円
繰延税金資産 合計	33,395千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	270千円
その他	19千円
繰延税金負債（固定）合計	289千円
繰延税金資産の純額	33,105千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
抱合せ株式消滅差損	2.9%
住民税均等割等	3.6%
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△10.3%
評価性引当額	△1.5%
留保金課税	5.0%
合併による繰越欠損金引継	△7.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2%

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会 社 の ま 氏	社 名 た は 名	等 称 は 名	所在地	資 本 金 本 た 資 出 (千円)	業 内 の 容 は 業 た は 業	議 決 権 の 所 有 割 (被所有)	関 連 事 者 と 関 連 の 保	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親会社	穴吹興産	株		香川 高松市	755,794	不 動 産 業 業 連 関 連 事 業	(被所有) 直接 57.2%	設 備 の 借 賃 員 の 任 兼	建 物 賃 借	21,778	差 入 保 証 金	12,814

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場価格を参考に、取引条件を決定しております。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会 社 の ま 氏	社 名 た は 名	等 称 は 名	所在地	資 本 金 本 た 資 出 (千円)	業 内 の 容 は 業 た は 業	議 決 権 の 所 有 割 (被所有)	関 連 事 者 と 関 連 の 保	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	㈱クリエ・イルミネート			東 京 都 区 港	10,000	I T 業 業 連 関 連 事 業	(所有) 直接 100.0%	役 員 の 任 兼	配 当 金 の 受 取	35,000	-	-

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 配当金の額については、子会社の株主総会で決定した金額によっております。
3. ㈱クリエ・イルミネート（平成28年7月1日付で株式会社イルミネート・ジャパンに商号変更）は、同社の全株式を譲渡したため、平成28年7月12日をもって連結子会社に該当しなくなりました。このため、上記の取引金額は該当日までの期間の取引を表しております。

- (3) 同一の親会社をもつ会社等およびその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員および主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 329円26銭
- (2) 1株当たり当期純利益 37円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 23 日

株式会社クリエアナブキ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	葉	達	也	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 26 日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常 勤 監 査 役	福	田	清	之	Ⓢ	
監査役(社外監査役)	柳	瀬	治	夫	Ⓢ	
監査役(社外監査役)	桑	島	美	恵	子	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題と認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施してまいりたいと考えております。

第31期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額18,500,480円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月23日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	あな ぶき ただ つぐ 穴 吹 忠 嗣 (昭和28年1月4日生)	昭和61年4月 当社設立 当社 代表取締役社長 平成6年7月 穴吹興産株式会社 代表 取締役社長(現任) 平成8年7月 当社 代表取締役会長 平成13年6月 当社 取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 穴吹興産株式会社 代表取締役社長	48,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 穴吹忠嗣氏は、当社の前社長として30年以上にわたって経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は、穴吹興産株式会社（当社の親会社）の代表取締役社長を兼務する取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>		
2	くら た とおる 藏 田 徹 (昭和34年1月21日生)	昭和61年4月 当社入社 平成元年4月 当社 取締役 平成3年10月 当社 常務取締役 平成7年3月 当社 専務取締役 平成8年7月 当社 代表取締役社長 (現任) 平成15年9月 穴吹興産株式会社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 穴吹興産株式会社 取締役 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役	228,700株
	<p>【取締役候補者とした理由】 藏田徹氏は、設立当初から中心的な立場で人材サービス関連事業の運営に携わっており、平成8年7月に代表取締役社長に就任した後は20年以上にわたり、強いリーダーシップにより当社の経営を牽引してまいりました。取締役会議長を務めるなど取締役としての職責を果たしており、経営に欠かせない人材であることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	じょう ぐち ひろ し 上 口 裕 司 (昭和34年1月27日生)	昭和62年6月 当社入社 平成11年6月 当社 取締役 平成24年4月 当社 第二営業部長 平成25年4月 当社 営業部長 兼 事業 戦略部長 平成25年5月 当社 事業戦略部長 平成26年1月 当社 管理部長 兼 事業 戦略部長 平成26年4月 当社 管理部長 平成28年10月 当社 常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役 株式会社採用工房 取締役	29,000株
【取締役候補者とした理由】 上口裕司氏は、平成11年6月から取締役として経営を担っており、平成28年10月に常務取締役役に就任いたしました。長年にわたり営業部門の責任者を務めた後、事業戦略部長と管理部長を歴任してまいりました。当社の全3部門の実務とその現状を熟知した唯一無二の人材であり、豊富な経験に裏付けられたリーダーシップが期待されることから、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	おお 谷 よし ひさ 大 谷 佳 久 (昭和42年9月9日生)	平成2年4月 穴吹興産株式会社入社 平成18年10月 同社 執行役員 平成23年3月 同社 不動産開発本部副 本部長 兼 シニア開発事 業部長 平成24年6月 当社 取締役(現任) 平成24年9月 穴吹興産株式会社 シニア 事業部長(現任) 平成28年9月 同社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 穴吹興産株式会社 取締役 あなぶきメディカルケア株式会社 代表 取締役社長	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大谷佳久氏は、穴吹興産株式会社(当社の親会社)入社以来、長年にわたり同社の主力事業である不動産関連事業の運営に携わり、平成28年9月に同社取締役に就任いたしました。また、平成21年6月から現在に至るまで、あなぶきメディカルケア株式会社(穴吹興産株式会社の子会社)の代表取締役社長として、その経営を担っております。シニア層の労働力活用に向けた意識が高まる中で、シニア事業に精通した同氏の豊富な経験を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 候補者穴吹忠嗣氏は、穴吹興産株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に人材派遣、本社事務所の賃借等の取引関係があります。
 なお、穴吹興産株式会社は、当社の親会社であります。
2. 候補者大谷佳久氏は、あなぶきメディカルケア株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に人材派遣等の取引関係があります。
3. 当社は、非業務執行取締役である候補者穴吹忠嗣氏および大谷佳久氏との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、各氏が取締役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順序につきましては、第1順位を林隆司氏、第2順位を明石卓也氏とすることといたします。但し、林隆司氏は社外監査役の要件を充たしませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠は明石卓也氏といたします。

また、補欠監査役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	はやし たかし 林 隆 司 (昭和31年8月16日生)	平成22年9月 当社入社 当社 キャリアコンサルテ ィング部 平成24年4月 当社 事業戦略部 平成28年4月 当社 内部監査員(現任)	一株
2	あかし たくや 明 石 卓 也 (昭和59年10月9日生)	平成22年9月 司法試験合格 平成23年12月 司法修習終了 平成23年12月 弁護士登録 (香川県弁護士会) 平成23年12月 河村・柳瀬法律事務所入所 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者明石卓也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

明石卓也氏につきましては、同氏の見識の高さおよび弁護士としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について

明石卓也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業

法務に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、候補者林隆司および明石卓也の各氏が監査役に就任された場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 香川県高松市古新町9番地1
リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド
TEL 087 - 822 - 3555



[交通のご案内]

J R高松駅より徒歩で約10分

高松空港より車で約30分

高松自動車道「高松中央IC」より車で約20分